

◆西和賀町エネルギー価格高騰緊急支援給付金給付事業について

西和賀町では、エネルギー価格高騰の高騰を受けている中小企業者に対し、事業の継続を下支えするため給付金を給付します。

- 【対象者】
- ① 町内に事業所若しくは店舗又は工場を有していること
 - ② 町内において、今後も事業を継続する意思があること
 - ③ 直近の法人税の確定申告又は所得税の町県民税の申告を行っていること
 - ④ 町税その他町の債務を滞納していないこと
 - ⑤ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者でないこと
 - ⑥ 基準日（令和6年12月をいう。）において、開業後1年を経過していること
 - ⑦ 令和6年12月から令和7年3月までの期間のうち、いずれか一月の燃料費又は光熱費が令和5年12月から令和6年3月までの期間の同月と比較して支払額が増加していること

※上記要件は、一部抜粋し掲載しています

- 【対象外】
- ① 農林漁業及び医療福祉事業収入を主とする事業
 - ② 物価又は原油等価格高騰対策に係る町の給付金等の給付を受けた中小企業者

【補助対象経費】 事業活動に供する燃料費（重油、ガソリン、軽油、灯油）及び光熱費（電気、ガス）

【補助額】 令和6年12月から令和7年3月までのいずれか1か月の間に事業で使用した補助対象経費の支払額と前年同月の支払額の差額とする。上限は法人30万円。個人事業主15万円。

【申請書類】 西和賀町エネルギー価格高騰緊急支援給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）に以下の書類を添付して申請すること。

＜法人事業者＞

- ① 履歴事項全部証明書
- ② 確定申告書及び法人事業概況説明書の写し（法人は令和6年1月から12月までの事業分が確認できるもの）
- ③ 対象月において、事業に使用した燃料費及び光熱費の料金を支払ったことを証する書類
- ④ 申請者名義の預金口座通帳（表紙及び見開き）の写し等

＜個人事業者＞

- ① 開業届、営業許可証、その他申請者名と事業所所在地が記載された公的な証明書类等
- ② 運転免許証（両面）等公的機関が発行し、氏名・住所・生年月日が確認できる身分証明書类等
- ③ 青色申告の場合は確定申告書B第一表及び所得税青色申告決算書の写し、白色申告の場合は確定申告書B第一表及び収支内訳書（両面）、申告義務がない場合は市民税、県民税及び収支内訳書（両面）（令和6年分）
- ④ 対象月において、事業に使用した燃料費及び光熱費の料金を支払ったことを証する書類
- ⑤ 申請者名義の預金口座通帳（表紙及び見開き）の写し等

【申請期間】 令和7年 5月30日（金） まで

【申請、お問合せ】 西和賀町観光商工課（川尻保健センター） TEL 0197-82-3290
詳しくは、町のHPをご覧ください。

